

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものです。〕

電波法施行規則等の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

1 件名

電波法施行規則等の一部改正

2 対象品名

タイヤ空気圧モニタリングシステム及びリモートキーレスエントリシステムの無線設備

3 趣旨及び目的

タイヤ空気圧モニタリングシステム及びリモートキーレスエントリシステムにおいて433MHz 帯の利用が国際的に進み、世界標準周波数となっており、また、国内利用も増加する見込みであるところ、これに対応するもの。

4 施行予定日

令和7年2月

5 意見提出先

総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

電話：03-5253-5895

6 意見提出期限

WTO事務局から配布された後60日間